

# 近世信州大河原山より切り出した材木の流失史

松原輝男

名古屋大学情報文化学部

The History on the Loss of Timbers carried out from the *Ohkawara-yama* Forests in *Shinsyu Ohkawara*-village during the Early Modern Japan

Teruo MATSUBARA

School of Informatics and Sciences, Nagoya University

## Abstract

Starting in the year 1600, for about 150 years, a large number of timbers called *Okureki*, which were cut into trapezoid cross-sections from the Sawara cypress (*Chamaecyparis pisifera*), were carried out from the *Ohkawara-yama* forests in *Shinsyu Ohkawara*-village. For about 100 years after the Sawara cypress was exhausted, until around 1820, other kinds of trees were harvested to pay tax and to cope with the problem of poverty. These timbers were carried out mainly on the stream of the *Tenryu-gawa* river. During the 17th and the 18th centuries, those timbers were often lost due to rock slides, floods of rivers and disasters at sea. People recorded the particulars on disasters of timbers precisely in two cases; 1) In 1748, 604 timbers of the tree-species belonging to *Abies* and *Tsuga* were swept away by a flood of the *Koshibu-gawa* and *Tenryu-gawa* rivers. 2) In 1763, 156 timbers were lost due to strong wind and waves on the coast of the *Kakeduka-minato* harbor that was at the mouth of the *Tenryu-gawa* river. This paper describes the contents of those historical documents that recorded these two cases of disasters. Based on these documents, we can understand how dependent the people were on the forest resources in those days.

Key words: 江戸時代(The Edo period), 材木流失(Sweeping-away of timbers), 天竜川(The *Tenryu-gawa* river), 掛塚湊(The *Kakeduka-minato* Harbor)

信州伊那郡大河原村(現在は鹿塩村とあわせて長野県下伊那郡大鹿村)には、大河原山とよばれる徳川幕府直轄林(御樽木山、御林ともよばれる)があった。このほぼ全域は現在国有林である。江戸時代を通して大河原村は樽木成村の代表的な一村で、サワラ(榎、*Chamaecyparis pisifera*)を原木とした一定規格の樽木(くれき)と呼ばれる材木を約150年も年貢として納め続けた。赤石山脈の主峰赤石岳(3120m)や荒川岳(前岳3083m)等の西側一帯の樹林である大河原山は極めて「深山嶮岨」であるために、16世紀の終わりまで大規模な樹木伐採を免れていた。しかし江戸時代になって天竜川を利用した運材技術が発達し、まず樽木の形で主にサワラが大量に切り出された。その結果18世紀の初めに、サワラは樽木材料としてはほとんど利用できないほど尽きてしまった。田畑は狭く森林資源に頼る以外にない大河原村は、1700年頃からモミ、ツガ類等諸木樹種を原木とする材木を切り出してその収益などにより生活したが、広大な大河原山の林木も18世紀後半までには小木苗木ばかりと言ってよいほどになってしまった(1-3)。

大河原村はまた日本列島を分断する大断層である中央構造線が通る村で、不安定な地質の山地である。当時の運材の方法は、伐採現場で製材した材木を谷を通して落とし、あるいは沢筋周辺の樹木を伐採して材木道を作ってすべりおとし、あるいは沢水を堰止め材木を浮かし、堰を外すことにより生ずる鉄砲水を利用して運ぶ、というようなものであった。そのような運材方法では谷部は荒れて崩壊する。したがって洪水などの災害も起こりやすくなるを得ない。この研究は、大河原村を中心に中央構造線に沿った村々の古文書記録に基づいて、これら森林自然環境と人間の関係を生態学的観点で検討しようとして着手されたものであった。

これまでにこのような観点から、主に諸木伐出の古文書記録に基づいて、人による開発がまだほとんどなかった1600年当初の森林の林相の推定、大河原山内におけるサワラを除いた諸木の分布、荒川大崩壊地と埋積谷に形成された広河原の絵図記録などを取り上げて、近世における人と森林の関わりを考察してきた(2-4)。ここでは、せつかく切り出した材木が災害により失われたという記録をとりあげる。失われた材木に対してどのように対処したかは、材木資源がどれほど逼迫していたか、当時の森林の様相はどのようであったかを推定する根拠になりうる。材木資源の逼迫はさらなる過伐を行わせる理由になる。材木遭難の歴史は又、材木を切り出したことにより増大する、山崩れ、谷抜けや水害などの災害の歴史でもある。

切り出した材木が失われる原因は次のように整理できる。1)立木や材木が伐採現地において、あるいは天竜川まで下げる過程で、山崩れや谷抜け(崖崩れ、鉄砲水など)などにより流失しあるいは埋木になる。このことに

ついて一部は前報で述べた(4)。2)天竜川を流す過程で、あるいは流域の渡場等に積み置いた材木が、洪水により流失する。3)天竜川河口の掛塚湊で船積するときから江戸などへ運ぶ過程で海難により紛失する。ここでは保存されている古文書資料により、その顛末が良く分かる2)と3)の2例を記載する。

## 1. 切り出した材木の遭難史概略

慶長五年(1600)関ヶ原の戦いの直後から、信州伊那郡大河原村は徳川幕府の直轄領になった。この村はまもなく米年貢の代わりにサワラを原木とした樽木を納めはじめた。1700年頃まではサワラ以外のモミ類やツガ類など諸木材木の大規模な切り出しはなかった。1680年頃までの大河原村関係古文書は少ないので、割り出した樽木が事実どれほどであったかの詳細は不明であり、村高と年貢率などから推定するほかはない。1680年頃からにわかに多くなる文書資料の中に、樽木が山崩れや水害で流失し、大量の年貢樽木が未進となった記述がある(1)。この未進樽木を納入するために、大河原山と大河原村の北隣の鹿塩村にある鹿塩山から、最初の大規模な諸木伐採が行われた(元禄十三年から十六年(1700~1703)元禄雑木払い下げによる諸木伐採)(2)。したがって17世紀の大河原山から切り出されて流失した材木はもっぱら樽木であった。延宝から元禄年間の樽木の流失については大鹿村誌(1)に述べられているので、ここでは延宝三、四年の大風雨で山の崩落出水が起こり、鹿塩と大河原両村合計309,919挺もの樽木が埋没・流失した、その後もたびたびの大風雨による流失で、元禄十二年までの累積未進樽木は大河原村だけでも48万挺余にもなってしまった、ということ述べるにとどめる。

サワラが多く分布するのは沢筋である。サワラが伐採された現場付近で一定規格の樽木が割り出される。サワラ以外の諸木も運材の便利のため、多くは長さ2間の様々な寸尺角材に伐採現地で製材された。材木は谷から運び出され、山元のいくつかの場所に設けられた山元御帳場で数や品等の改めを受ける。それらは谷川を流して運ばれる。大河原村の場合は小渋川と青木川を流し、天竜川との合流点にある葛嶋渡場でいったん陸揚げされる。そこで改め(間知)を受け幕府へ引き取られるのが普通であった。材木を天竜川に流して運び出す(大川渡入)までの伐採現場や帳場等における盗難防止、火の用心、流失防止などの管理は、山元村に厳重に命じられていた。もしも河川増水の場合は、材木が流失することがないように村中のものが駆けつけて防止対策を実行しなければならなかった(7)。大川渡入以後万一流失などある時は村方が弁償するのか、という幕府方からの問い合わせに、「この段大川渡入以後は御上の御損失に御座候、

殿御役人(殿狩役人、尻狩役人、しんがりやくにん)御付添御狩下成られ候儀にて、村方より弁納など仕り候義は御座無候」と答えている(8)。すなわち、御用木が天竜川に渡入された後に万一水害で流失し、あるいは盗難により失われた場合は幕府の損失になるのだから、流出木の捜索や天竜川流域の村々の詮議は一層の厳しさをもって行われたであろう。

天竜川を流れ下った材木は遠州日明(ひやり)または船明(ふなぎら)で陸揚げされ、その後筏を組んで下り、天竜川河口の掛塚湊(懸塚、欠塚と書かれることもあった)で船に積まれて江戸などへ送られた。日明で発生した樽木流失事故もある。正徳四年(1714)の冬の渡入の際に日明で、長樽43,458挺、短樽7,653挺が流失した(9)。この損失の4/5は幕府、1/5は百姓損失として処理された。このうち大河原村は中樽廻し1,232挺を負担している(32)。

1700年からの元禄雑木払い下げによる諸木伐採以後、大河原山からの大規模な材木切り出しは1819年に終わる文化諸木伐出まで5回あった(1,2)。そのあいだも樽木やその他の材木が山崩れや水害で多く失われたという記録が残されている。正徳五年(1715)の「ひつじ満水」で流失・埋没した御用木は一本も回収できなかったという(1)。明和九年の宝暦御用木請負の際に発生した損木にたいする弁木を筏で流している間に起こった筏流失(30,31)などは、流失した材木がやや多かったものである。これら以外の、流失数が多く、その顛末などを記録した文書が良く残っている2例を以下に詳しく述べる。

## 2. 葛嶋渡場に積み置いた材木の流失

寛延元年(1748)は大河原、鹿塩両村にとっては年貢樽木代材木納が始まって四年目であった(1,2)。この辰年分の樽木および諸木材木は寛延元年十二月には大河原村と鹿塩村にある各帳場における改めも終わり、十二月二十三日に葛嶋渡場に向けて小渋川などを下す予定になっていたが、それが延期になった。春になると雪解け水などによる材木流失の恐れがあり、普通は寒中前には葛嶋渡場に到着していなければならなかった。予定された季節に運材が進行するならば、帳場から渡場まで川を下す過程で万一流失木が出たときは公儀の損失となるはずであった。しかし、川下げが予定どおりに行かないのならば、もし流失木などあるときはそれも百姓の損失として弁済する、という趣旨の証文を飯田御役所宛てに山方六カ村(大河原、鹿塩、加々須、清内路、南山、小川村)は提出している(10,11)。

これら辰年分の材木が葛嶋渡場に到着し、改めも終わって天竜川下げの準備が整ったのは雪解けの出水期も過ぎた寛延二巳年四月から五月

の時期であったろう。その寛延二年の五月から六月にかけて大雨が続いて天竜川が増水し、材木筏下しが延期になった。この水が引き次第筏下しをする予定であった(12)。漸く天竜川下げにかかったのは六月廿八日だった。これまでに小渋川がどれほど増水しようとも、葛嶋渡場の材木積場まで洪水が押し寄せるようなことはなかった。ところが、七月二日から降り続いた雨により小渋川は何年にもなく増水した。葛嶋渡場にはまだ3,138本以上もの材木が積み置かれていた。寛延元年分の代材木数は、2間1尺角廻しで約3,192本、材木数は推定4,126本だったので(1)、まだ4分の1ほど川下げされた程度であったろう。これらの積み置かれていた材木の一部が七月五日の晩の洪水で流されてしまった。この出水の様子、流失木の搜索と盗難事件が記述されているのが文書1と2である。いずれも、飯田に代官所を置く、下伊那の幕府直轄地支配千村平右衛門から勘定奉行所への報告書である。文書1に先立ってこの災害の第1報がなされていることが文書1と2から読み取れる。

文書1(15)

御材木流失二付御注進書 千村平右衛門 寛延二年七月

覚

先達而茂御注進申上候信州私御預所、去辰御年貢樽代材木三千百三十八本余葛嶋渡場二積置、六月廿八日より筏下二取懸り、御注進茂仕候、葛嶋渡場之儀、御樽木并材木下シ候小渋川より堀川江入水揚仕候付、先年より何程之満水二而茂欠込候様成儀無御座、御材木積場茂宜御座候処、当月二日より大雨降続、小渋川何年二茂無之満水二而、当五日之晩葛嶋渡場江之堀川江、小渋本川不殘切込、川瀬替り御材木積置候渡場上ノ方江直二突掛ケ候付、近村々人足大勢申付、牛柁ヲ入随分相困候得共、直二押掛五六尺茂水下夕より段々欠込候二付、人勢二及不申、御材木過半茂押流候段、渡場二附置候役人共より天龍川舟渡無之二付、矢文を以注進申越候付、直二天龍両川長村々江、御材木流出候付、為吟味役人相廻候間、何方二而も取揚置候様二と廻状差出申候、尤葛嶋渡場江茂役人共二下役共差添、早速罷越候処、積置候御材木人足大勢二而段々引退ケ致散乱候付、大積二茂難相積候得共、大概三分一程茂流散候様子二相見江申候、残木相改候二茂、未天氣上り不申、此上出水難斗、牛柁等ヲ入御材木困候付、早速二ハ委細之改不罷成候、尤天龍川両側村々江流木為吟味役人共二下役相添二手差出申候、渡場残木之儀明細二相改、川長二而取揚候材木吟味相濟次第、追而御注進可申上候、先達而ハ過半流出候段申上候処、未暁とハ不相知候得共、大積り三分一程も流散候様子二御座候、依之又々御注進申上候 以上

巳七月

千村平右衛門

御勘定所

文書2(16)

流失材木員数御注進書下控 千村平右衛門 寛延二年七月

覚

私御預所、去辰御年貢樽代材木三千百三拾八本余、葛嶋渡場二積置候内、当月五日之来満水二而、大積三分一程茂流散仕候段、先達而委細兩度御注進仕候、依之葛嶋渡場残木茂明細相改候処、木数六百四本流出仕候、然処先月廿八日葛嶋渡場より筏三拾艘程乗下候処、満水二付、葛嶋渡場より道法六里程川下モ時又村と申所二筏拾七艘掛置、昼夜番致罷有候処、時又村より川下江ハ御材木少々ならてハ流不申候由注進申出候二付、早速兩川長ケ江差出候役人共江(\*)、右之段申遣候二付、河原ハ勿論村居并畑藪林之内迄茂、厳敷吟味致候故、殊之外 手間取申候、当十六日迄二木数五百五拾本余相改、村方江預ケ置證文取置申候、残五拾本程不足仕候、猶又兩川長村々遠州迄為致吟味、追而委細之御注進可申上候得共、葛嶋渡場流出木員数并川長二而相改候木数、先御注進申上候 以上

巳七月

千村平右衛門

御勘定所

(付紙:上記文中(\*)印箇所へ挿入されるものと考えられる)

右之段申遣候処、知久帯刀知行所河野村小百姓四人致心得違、御材木四本砂之内江埋隠置候を、役人共見出候二付、右四人之者共致吟味候処、先年売木流失之節、砂之内江隠置候申傳承、此度も右之様合と相心得、御用木共不奉存、不凶出来心二而不実之義仕候、尤御役人中為御吟味盜罷成候と奉存候ハバ、早速可申上候処、小百姓共之義ニ御座候得ハ一向不心得、御吟味を請候而も申披無之段申二付、則右四人之者共村預ケニ申付置候、依之河原ハ勿論村居并畑林藪之内迄厳敷

葛嶋渡場に水が押し寄せたので、材木流失を防ぐために付近の村々から人足を集めて材木囲い(牛柵)などの手当てをしたが、五、六尺もの水かさになり手に負えず、結局材木は流れ出てしまった。このことについて天竜川を船で渡って知らせることが出来ないのです。矢文で対岸に知らせてきた。飯田御役所は早速天竜川兩岸の村々に、もし材木が流れ着いたら回収

して保管しておくべき旨の御触れを出した。流出した材木は積み置いた総数のおおよそ三分の一程と思われた(文書1)。水が引いてから詳しく調べてみると、流出した材木数は604本だった。天竜川兩岸の村々を調べてみると、550本あまりの材木を村々で拾い上げ保管されていることが分かったが、残り50本程は不明なので、さらに遠く遠州の村々までも捜すよう手配した(文書2)。

残りの50本程が見つかったかどうかについては不明である。見つかった550本余りの材木については、どこで何本拾われ保管されているかについて知ることが出来る文書(大久保文 書20-71~92; 下伊那教育会蔵)が残されている。これら文書は合わせて22の村それぞれの名主、組頭と総百姓代から千村平右衛門役人中宛てに提出されたもので、文書表題は『差上申證文之事』である。文章内容はいずれもほとんど同じで、まず、「当村分中江流寄候分」として、材木樹種、間尺、それぞれの本数が記されている。しかし次の一例(14)のように、拾った数の報告書と言うよりも、隠し置くようなことはしていない、もしそのようなことがあればどのようなお咎めも受ける、ということを中心に述べているものである。

#### 当村分中江流寄候分

##### 一 縦壺本 長弐間 七寸角

右者信州山内より出候御材木葛嶋渡場ニ御積置候処、当月五日之夜満水ニ而、御材木流失致候ニ付、先達而以御廻状当村分中江流寄候歟、又者取揚置候御材木茂可有之ニ付致大切ニ置、少茂無隠書付差上可申旨、御触ニ御座候ニ付、村中大小百姓不残吟味仕候処、当村分中川長江流寄候分、書面之通ニ御座候、右御材木当村江御預被成、慥ニ奉預候、被仰付次第相渡可申候、右之外若壺本ニ而茂隠置、後日ニ相知候共、当人者不及申ニ、名主組頭迄急度越度可 被仰付候、為其證文差上申所、仍而如件

表1に、それら文書に記されている材木樹種、本数等を抄録した。文書によっては、「是ハ此度流出川長ニ而相損シ御用立不申候」という文言が報告材木数などとともに記されているが、洪水により材木は損傷し、相当数が使いものにならなくなったようだ。これら22村の保管材木数合計は556本であるが、上記文書2中の550本余という記述と一致する。材木樹種は縦、楯、姫子、唐松であるが、姫子と唐松の数は少なく、大部分は長さ2間の縦と楯材木であった(2)。

遠州佐久間村と月村でそれぞれ1本拾い上げられたものを除いて、現在の飯田市辺りまでの間でほとんど拾われている。時又村(現在飯田市)より川下には、材木は少々のことでは流れることはないということだったよう

だ(文書2)。

文書2には、材木がしばしば盗難にあったために取り締まりが厳しかったであろう事を示す、ひじょうに興味深い内容を記した付紙がなされている。役人が村々を巡って材木の搜索をしているうちに、河野村小百姓の4人が心得違いをして材木4本を砂に埋めて隠していたことが発覚した。「先年」とは何時のことなのか不明だが、売木が流出した時に拾って隠しておき、うまいこと儲けた者がいた話を聞いた。それなら今回の流木でもと、御用木とも知らず、「ふとした出来心」で隠してしまったという。この4人は村預けになったが、その後どうなったかは分からない。ただちに厳罰ということもなかったようだが、このような事件もあり、流失木は幕府方の損害になるので、ますます厳しい搜索を受けたであろう。この出水のときに、規格、品等などが適合せずに渡場で幕府方に受け取られなかった材木(勿木)も遭難している(13)。

### 3. 天竜川河口掛塚港における材木遭難

八ヶ岳連峰や蓼科山などを源流とするいくつかの河川が諏訪湖に注ぎ、そこから伊那谷を経て遠州灘の河口まで213kmを天竜川は流れる。その間に中央アルプスや南アルプスを源流とする多くの河川が合流する。近世においてすでに、天竜川東西の伊那山脈と中央アルプスの伊那地方斜面の植生はかなり貧弱であった。そのため、風化花崗岩地帯であるこれら地域からは相当大量の土砂が天竜川に供給されたに違いない。加えて、中央構造線に沿う西側の伊那山脈斜面(内帯花崗岩)と、東側の南アルプス主峰の赤石岳、荒川岳等の斜面(外帯堆積岩)が崩壊して出た土石が、小渋川と天竜川により運ばれた。小渋川が荒れると天竜が荒れる、と言われるほど小渋川の状態は重要であった。「暴れ天竜」といわれていた天竜川が暴れれば、大量の土砂が一気に河口にまで至ることは想像に難くない。この河口にある掛塚湊(現在静岡県竜洋町)から、伊那と遠山などからの材木を船積みして江戸などへ運んだ。徳川家康の命を受けた角倉了以が天竜川を開削して伊那から運材出来るようになって以来、掛塚港は重要な役割を担って繁栄したが、悩みは頻発する洪水とそれに伴う土砂であった。大量の土砂で港は埋まり、やや大型の船は接岸できず、積み荷は小型船を使って積み下ろしをした。筏に組んだ材木も同様であった。宝暦十三年七月に起こった掛塚港における材木遭難は、このような事情が大きく関わったものであったと思われる。

宝暦十年(1760)から五年間の予定で、信州伊那郡大河原山(御樽木山)から御用木切り出しを大河原村は請け負った(宝暦御用木請負による諸木伐採)(2)。この請負は、材木の輸送を請け負った遠州掛塚湊の間屋四



郎兵衛の「差配よろしからず」として同じ掛塚湊の廻船主達による訴えの事件や(1)、多くの材木が腐木などの理由で幕府により受け取りを拒否されて弁木しなければならなかったことなど、大河原村にとっては結果的に大変な苦難を処理しなければならないものになった。ここに述べるのは、問屋四郎兵衛の事件が解決した年と同じく(17-19)宝暦十三年七月、大河原山から切り出した材木を船積みしている最中に強い西風にあおられて流出遭難した事件である。材木流出のあらましと、流木の拾い上げについての文書は合計10通あるが(20-29)、そのうち、流出当時の様子が最も詳しくまとめられている『御吟味二付差上申口書』の全文を掲載する(文書3)。これは当時の様子について船頭と水主を吟味した口書である。

### 文書3(22)

#### 御吟味二付差上申口書

一 千村平右衛門様御預り所信州伊那郡大河原村御樽木山より、去午年仕出候御材木江戸廻被仰付候内、掛塚港九兵衛船沖船頭徳兵衛乗、御材木舟積被仰付、去ル五月右御材木御渡、其以後出船日和無御座、段々延引仕、今七月朔日類船六艘二而出船仕候処、御材木取放流散仕候二付、如何様二舟積取扱御材木取放候哉と、船頭水主壱人別二御吟味御座候

此儀今七月朔日天気宜浪風類二相見得候二付出船仕候処、廻船湊口を引出、沖二掛置御材木瀬取船二而引出廻船二附置積入候処、御材木筏三艘獵船三艘二而川口を引出申候処、俄二西風吹出、右筏東沖江吹流申候二付、瀬取船之者出情致候得共、廻船江引附可申様子二相見得不申故、獵船二荷張繩を繫延段々遣、右筏三艘江附廻船へ結候、人足繰引二為致候処、浪風強罷成候而、繩を引切申候故、廻船之水主共舢二碇を入走り附、右筏二碇を下留置候処、其跡江風上二掛居荷物積入候三右衛門船沖船頭吉兵衛乗碇を引候、徳兵衛乗船江流掛、舢方之碇繩を摺切候故、風上江向留置候元船風下江向候故、風影二附置候而積入候御材木元船ふり廻、風筋江御材木相成候故、次第二浪風強罷成、御材木援出申候獵船三艘二而相働キ候得共、御材木壱本留メ候内二者五本も八本も散乱仕流候故、難及手流散仕候

一 今七月朔日西川口廻船三艘出船候由、九兵衛船者川口を壱番二引出候哉、朔日何時頃廻船引出候哉と御尋御座候

此儀七月朔日明六ツ時、廻船三艘出船仕候内、三番目二川口を引出、沖二掛置申候

一 今七月朔日二者類船も有之外船者右風吹出迄二荷物過半茂積入候哉二而、翌日当沖出帆候由、其方共船者積入候御材木多ク無之、定而

油断仕候と御吟味御座候

此儀初メ積入候二不情二も仕候哉と御吟味御座候得共、瀬取船二而初メ引附候御材木段々積入申候処、前文二も申上候通、風浪立瀬取船も涉取不申、其上吹流さ連候類船も流掛碇繩を摺切申躰故、随分出情仕相働候得共御材木流散仕、申上候様無御座候、今七月朔日西川口三艘出船仕候、類船江附候瀬取船之者并沖積二被頼出候人足類船三艘二而者人数百五六拾人も御座候、右之者共江御尋被遊候ハバ、出船之節之品委細可申上候、若拙者共申上候口と相違仕候ハバ、御吟味之上拙者共何分之越度二も可被仰付候

一 碇二而留置候三艘之筏者、何時頃流候哉と御尋御座候

此儀見得候内ハ廻船二附居候もの、又者陸二者舟主九兵衛人足召連、磯二相詰罷有候得共、及昼二迄者こたへ申候得共、夜二入候而者見得不申故、何時流申候共難申上候、右仕合故碇も捨り相見得不申候

一 西風二候ハバ風随イ御材木筏東浜江引附可申候、不働キ故取放僮末千万と御吟味御座候

此儀御吟味之段至極御尤二奉存候、兼而掛塚表者平日随分日和宜敷節も、獵船等磯江附候儀難仕、殊二難風之節者獵船磯岸江寄セ申義難成御座候、去ル四月廿三日当浜平右衛門船沖船頭茂平乗出船之節も、沖二而廻船江荷物積入候節、俄二風立日雇人足瀬取船江乗後レ候者四拾壹人廻船二残置、瀬取船者川口江迎入申候、其後瀬取船廻船掛り居候処江参事難成、尤廻船掛塚沖二掛居候義も危罷成、無是非四拾壹人之者も志州鳥羽湊迄右廻船二乗参候、平日沖江獵船罷出候節も、俄二風浪立候節者掛塚川口江難入、他之湊江参事御座候、右之通朔日出船之節も風浪強成候故、浜表江御材木獵船共難寄、右之仕合御座候

一 俄二風吹出候と申候得共、七月朔日何時頃より吹出候哉と御尋御座候

此儀昼九ツ時より吹出候と覚申候、夫レより段々強罷成、八ツ時頃より甚浪風強罷成、後行も近年二無御座東沖江強引取申候故、川口を引出候荷物者何連も被吹流、難義仕候、今朔日出船之義無偽有躰二申上候様二と被仰聞候故、少も無偽申上候、若相違之義申上候と後日二相知レ候ハバ、拙者共如何様之曲事二茂可被仰付候

右少茂相違不申上候 以上

宝曆十三年未七月

掛塚村  
九兵衛船  
船頭 徳兵衛  
水主 市右衛門  
同 口兵郎  
同 宇之助

同 長次  
同 茂平  
同 六兵衛  
同 長兵衛

千村平右衛門様御役人  
渥美林五左衛門殿

右者船頭水主御吟味之趣拙者共立会承知仕候処、書面之通少茂相違無御座候 以上

掛塚湊 船主 九兵衛  
同村 御材木問屋 名主 四郎兵衛  
御材木請負人惣代  
信州大河原村名主右馬之丞代

二俣村 与左衛門

掛塚村名主 四郎左衛門  
同 伊左衛門  
同 治右衛門  
組頭 孫三郎  
廻船代 長三郎

右御吟味之趣、拙者立会承知仕候 以上

大草太郎左衛門手代  
名倉為右衛門

宝曆十二年午年に御用木として大河原山から切り出した材木の内、木数222本(尺メ; 2間1尺角廻し194本余)を江戸へ運ぶよう準備されたのは五月だった。船は掛塚湊九兵衛の持ち船で、船頭徳兵衛と水主共に八人乗り組みだった(20)。遠州灘は航海には難所で、天候が悪ければ1カ月以上も風待ちすることはよくあったようだ。七月朔日に天気が良くなる浪風に見えたので、材木を船積み始めたところ、俄かに西風が吹きつけて浪風が荒くなった。積み込みつつあった材木筏が制御できずに、他の船との接触もあり、結局力及ばず材木は散乱して流れてしまった。

当日は六艘の類船が積み荷を積んで出港しようとしていた。

「同日出船之類船六艘之内三艘者、東川口出船仕候故、右場所ハ西風ニこたへ宜沖故、相働能御座候而、少シ茂無差障、不殘荷物積立、同日出帆仕候、右三艘之内治右衛門船沖船頭市五郎乗ハ、大河原山御材木積請申候、三郎兵衛船藤右衛門乗ハ御城米積請申候、残り壹艘源七船久吉乗ハ荷物少々積殘シ候而、翌二日出帆仕候、西川口より出候三艘、徳兵衛乗ハ不及申上、殘式艘利右衛門船三右衛門船、右式艘茂荷物被吹

流申由、双方御吟味之節申上候通、今朔日出船之節之儀、拙者共罷出御吟味之趣、承知仕候」(20)

掛塚湊の東川口は西風に対して風裏になるので、ここから出る三艘はまったく差し支えなく荷を積み出港した。この三艘の内、治右衛門の持ち船で船頭市五郎の乗る船にも大河原山からの御用木を積んでいた。一方西川口から出ようとしていた船頭徳兵衛が乗る船と、他に利右衛門と三右衛門の持ち船二艘も積み荷が流された。利右衛門の持ち船には船頭七兵衛が乗り組んでいたが、流れた材木は御用木ではなく敷木で(2)、運良くほんの少々であったようだ(23)。

徳兵衛が乗る船の被害が最も大きかったのは、油断していたからではないか、と咎められているが、大勢で力を尽くしたが及ばなかった様子が述べられている(文書3)。さらに、西風だから東浜へ材木を引きつければ良かったのにそうしなかったのはお粗末千万ではないか、という責めには同年四月二十三日に発生した船遭難事件を例にして、掛塚湊で風害の時は容易には浜に船や材木を着けることが出来ず、掛塚湊へではなく志摩の鳥羽湊へ避難せざるを得なかったほどだと申し立てている。

流出した材木はほとんど回収されることがなかったと思われる。わずか三件、合計7本の材木が回収された報告があるのみである。まず榛原郡川尻村の沖合5里程の位置で鰹釣り船4艘が4本の材木を7月14日に取り揚げた(26,27)。次は7月18日で、同じく榛原郡下吉田村の沖合1里半の位置で1本回収された(24,25)。どちらも8月10日付の報告書および材木の預かり証文(24-27)に記されている。これら文書は材木数や取り揚げ場所などを除いてほとんど同文である。川尻村と下吉田村は共に大井川河口右岸に位置し、現在静岡県榛原郡吉田町である。材木は天竜川河口から2週間以上も漂流して御前崎を回り駿河湾西側に流れ込んだようだ。残る1件の報告は、駿州焼津湊の徳田屋甚兵衛の手船が江戸から帰帆の節に、伊豆長津呂(現在の南伊豆町)の沖合で2本の材木を回収したというものである(28,29)。報告書の日付は宝暦十三年八月であるが、材木の回収日時は不明である(文書4)。江戸から帰帆した時は東風であった。他に材木は見かけなかった。天竜川沖で西北風により材木が流散し、遠州沿岸や伊豆下田まで御触れを出したが発見されなかった所を見ると、はるか南海上に流れ去ったのであろう、と述べている。

(文書4)(29)

御尋二付差上ケ申口書之事

一 私手船、江戸より帰帆之節材木式本取揚参候二付、拙者早速船中江参、右材木改申候処、信州大河原山御材木と相見得候二付、遠州掛塚

御材木問屋名主四郎兵衛方江相達候処、民右 衛門と申者差越候二付、右御材木見せ候処、弥大河原御材木之由申、拙者共江預、尤書付差 上ケ申候

一 右御材木何国之沖二而取揚候哉と御尋御座候

此儀右御材木伊豆長津呂沖二而取揚申し候由、船頭水主之者共二承之候

一 右御材木取揚候節、外二材木類見掛不申哉と御尋御座候

此儀私義千頭山御材木問屋仕候故委細相尋候処、取揚候御材木式本之外材木類見掛不申候、船頭水主之者申之候

一 式本之御材木取揚候節、何方より吹候風二候哉、此儀ハ相尋不申哉と御尋御座候

此儀私手船帰帆仕候儀二御座候得者、東風二而当浜江入津仕候

一 大河原山御材木掛塚沖二而流散仕候節、西北掛り候風之由被仰聞、御材木東浜通江流寄可申哉と御尋御座候

此儀西北風二而遠沖江吹出候哉と被存候、段々海辺御廻り御吟味被成候所、御材木流寄候村も無御座、第一見崎御前崎ハ南江出はり候処二御座候得共、右近所之浜江流寄不申処、右近辺へ流寄不申候得共、甚沖立候様二被存候、其上東風相続候へハ、東海辺江流寄申間敷哉と奉存候、然共海上之義二御座候得者、決定仕候義者難申上御座候、伊豆下田先迄御廻状を以被仰触候得共、御材木取揚候と申村無御座由被仰候、然上者御材木取放候節西北風二而南沖江吹出候ものと思案奉存候、右御尋二付手船船頭水主二得と相尋申口申上候二少茂相違無御座候以上

宝曆十三年未八月

駿州焼津湊  
徳田屋 甚兵衛

千村平右衛門様御役人

渥美林五左衛門殿

右申上候処拙者立会承知仕候 以上 名主  
新左衛門

流出した御用木は本来幕府の損失であったはずだが、宝暦御用木の場合は事情が少し違っていた。宝暦御用木の材木は従来 of 納入契約とは異なり、江戸本所深川で受け渡しになっていた。このときは運材途中で時間が掛かりすぎたために腐木が多く、その弁木で大河原村は大変な苦勞をしたのであった。掛塚港の材木流失分は、運材を請け負った船主九兵衛が負担した(21)。俄かに風が強くなり、力を尽くしたが及ばずに材木が流れてしまった事情はわかるが、これまでに材木を積み残すことはあっても、

取り放って流失させてしまったことはなかった、このたびの流失は心得難いので、流失した材木156本(尺メ130本余)は船主九兵衛が弁木するように申し付けられたのであった(21)。

大河原山からの材木切り出しの歴史には、山崩れ、鉄砲水や洪水の歴史が積み重なった。このように災害が多いのは、大河原村の河原という名前が良くないからで、大富村か大里村という名に変えたいと、次のように大河原村名主以下村役人総員連名で願い出たほどであった(33)。

「大河原村之儀、追々満水ニ而夥敷荒所出来仕、川瀬一向定り不申、年々出精仕候得共起返出来不仕、大小百姓困窮難義仕候二付、河原と申文字改申度候間、大富村大里村両名之内ニ改名仕度、村中相談之上奉願上候、右改名被仰付候ハズ、川瀬も定り追々出精為起返、百姓相續仕度候間、願之通被仰付被下置候様、偏ニ奉願上候」

掛塚港からは近世を通じて膨大な材木を運び出してその町は繁栄した。この繁栄と大河原村の災害の多さのいずれも、天竜川上流域の山岳地帯から、赤石岳や荒川岳のような「極めて深山嶮岨」な地域からさえも、膨大な数の樹木を伐採して運び出した結果である。町が繁栄するほどに大量の土砂で埋まった港は、「名ばかりの不良港」(5)にならざるをえなかったのは皮肉である。中央構造線とそれに関連する表層の不安定さによるだけではあるまい。樹木を伐出した結果の表層浸食と、港町のこのような繁栄と衰退の歴史は、西欧の森と文明の歴史の中の多くの前例(6)と同様である。

大久保文書と前嶋家文書の調査では、それぞれ下伊那教育会の石川正臣先生と飯田市美術博物館の桜井弘人氏にお世話になりました。お礼を申し上げます。

## 文献

- (1) 大鹿村誌 上巻 昭和59年(1984) 大鹿村誌編纂委員会
- (2) 松原輝男 信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その1: 諸木伐出の歴史に基づく検討 情報文化研究 (1997) 第6号: 39-70
- (3) 松原輝男 信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その2: 明和三年の大河原立木数報告始末 情報文化研究 (1998) 第7号: 11-44
- (4) 松原輝男 赤石山脈荒川大崩壊地および広河原の1760年代古文書記録 情報文化研究 (1999) 第9号: 9-21
- (5) 『掛塚港物語』(1996) 竜洋町教育委員会
- (6) 『森と文明』 ジョン・パーリン著 安田喜憲、鶴見精二訳 (1994) 晶文

社

大鹿村誌(上巻)(1)掲載文書

- (7) 享保十一年十二月 覚 p.408
- (8) 安永三年十月 樽木取扱方古来仕方之吟味二付申上候口書 p.406

大久保文書 下伊那教育会蔵

【年号、文書表題、大久保文書目録(下伊那教育会、昭和57年)整理番号】

- (9) 享保二年九月 覚 16-19
- (10) 寛延元年十二月二十三日 差上申証文之事 20-21
- (11) 寛延元年十二月二十三日 差上申証文之事 20-22
- (12) 寛延二年六月 覚 20-62
- (13) 寛延二年七月十四日 差上申一札之事 20-68
- (14) 寛延二年七月十八日 差上申証文之事 20-71
- (15) 寛延二年七月 覚 20-93
- (16) 寛延二年七月 覚 20-94
- (17) 宝暦十三年二月 御下知書 21-635
- (18) 宝暦十三年四月 差上申御請証文之事 21-647
- (19) 宝暦十三年四月 差上申御請証文之事 21-648
- (20) 宝暦十三年七月 差上申浦手形之事 21-649
- (21) 宝暦十三年七月 船主九兵衛江申渡覚 21-650
- (22) 宝暦十三年七月 御吟味二付差上申口書 21-651
- (23) 宝暦十三年七月 御尋二付乍恐書付を以申上候 21-652
- (24) 宝暦十三年八月十日 御尋二付差上申書付之事(榛原郡下吉田村) 21-653
- (25) 宝暦十三年八月 預り申御材木之事(榛原郡下吉田村) 21-654
- (26) 宝暦十三年八月 覚(榛原郡川尻村) 21-655
- (27) 宝暦十三年八月十日 御尋二付差上申書付之事(榛原郡川尻村) 21-656
- (28) 宝暦十三年八月 預申御材木之事(焼津港徳田屋甚兵衛) 21-657
- (29) 宝暦十三年八月 御尋二付差上ケ申口書之事(焼津港徳田屋甚兵衛) 21-658
- (30) 明和九年九月十一日 差上候書付 22-293
- (31) 明和九年九月十一日 差上申書付 22-294

前嶋家文書 飯田市美術博物館蔵

- (32) 享保七年 丑之御渡入出御樽木御勘定目録 (この文書には日付が

書かれていないが、納入した年貢樽木数の記録から、享保七年に書かれたものと判断できる)

(33) 寛政五年十一月 乍恐以書付奉願上候御事



材木樹種	本数	報告村(現在地名)	日付	文書番号
縦	1	伊那郡伊久間村(喬木村)	7月18日	20-71
縦・柁	2	知久平村(飯田市)	7月18日	72
縦・柁・姫子	22	林 村(豊丘村)	7月20日	73
縦・柁・姫子	21	阿 嶋 村(喬木村)	7月20日	74
縦・柁・姫子	25	田 村(豊丘村)	7月20日	75
縦	1	新木田村(阿南町)	7月20日	76
縦	1	大 嶋 村(阿南町)	7月22日	77
縦	3	名 子 村(松川町)	7月22日	78
縦・柁・姫子	12	新 井 村(松川町)	7月22日	79
縦・柁	6	部 奈 村(松川町)	7月22日	80
縦・柁・姫子・唐松	238	河 野 村(豊丘村)	7月22日	81
縦・柁・姫子	119	福 与 村(松川町)	7月22日	82
縦	4	上 平 村(高森町)	7月23日	83
縦・柁	4	駒 場 村(阿智村)	7月23日	84
縦・柁・姫子	6	古 町 村(松川町)	7月23日	85
縦・柁・姫子	14	龍 口 村(高森町)	7月23日	86
縦・柁・姫子	38	山 吹 村(高森町)	7月24日	87
柁	1	遠州 佐久間村(佐久間町)	7月24日	88
縦・姫子	2	伊那郡吉 田 村(高森町)	7月24日	89
縦・柁	4	座光寺村(飯田市)	7月25日	90
縦・柁・姫子	31	市 田 村(高森町)	7月25日	91
柁	1	遠州 月 村(天竜市)	7月26日	92
合 計	556			

表1 寛延二年七月葛嶋渡場より流出した材木のうち、天龍川兩岸村々により回収・保管された材木の樹種と数

現在地名は『角川日本地名大辞典 20(長野県)』に依る。  
文書番号は大久保文書目録(下伊那教育会)整理番号